

佐産第 641 号
令和 4 年 7 月 22 日

新潟労働局長 様
新潟地方最低賃金審議会 会長 様

佐渡市長 渡辺 竜五

新潟県最低賃金引上げに関する要請書

貴職におかれましては、労働行政の円滑な運営と労働者の生活向上のためにご努力されていることにつきまして、心より敬意を表します。

さて、新潟県の最低賃金決定にあたり以下にご配慮くださるようお願いいたします。

記

- 1 令和 4 年度新潟県最低賃金の改定にあたっては、消費者物価上昇分を考慮したうえで、最低生活可能な賃金水準への上積みを図ること。
- 2 新潟県の最低賃金は現在 859 円だが、全国平均の 930 円には 71 円も差がある。
また、依然として都市部との格差は縮まるどころか、年々広がる傾向にある。新潟県内の労働力確保の観点と新潟県の人口流出に歯止めをかけるために、これ以上格差が広がらないよう、最低賃金を近隣地域と並ぶ水準に引き上げること。
- 3 最低賃金決定後は、改正金額の周知・徹底と、最低賃金法違反摘発・再発防止などの監督体制を強化すること。また、中小企業・小規模事業者の賃金引き上げや生産性向上などのための制度を広く周知すること。

以上

